



■遅すぎた延納申請の却下処分!共同相続人に連帯納税義務が■

相続税法上、同一の被相続人から相続により財産を取得したすべての者は、相続税について相続により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付の義務を負います（相法34条1項）。今回は、共同相続人の1人が相続税の延納申請を却下され、その結果、滞納となつた相続税について、他の共同相続人が相続税法34条1項の規定による連帯納付義務に係る督促処分を受けた事例をご紹介します（平10.5.28東京地裁・控訴）。

◎原告ら相続人3人は、父親の相続に係る相続税申告書を平成2年11月14日に提出しました。原告の姉弟である相続人Aは、この相続により、貸宅地20,723,000円と有価証券等47,287,351円を取得し、相続税額31,910,000円については、申告と同時に延納申請書を提出しました。しかし、担保の提供に関する書類の提出がなかったため、所轄税務署長は、それを提出する旨の補正通知書を、平成3年5月、同年9月、平成4年11月の3回にわたり送付しましたが、担保の提出はなく、平成5年3月31日に相続人Aの延納申請を却下しました。同時に滞納となつた相続人Aの相続税の徵収について、国税通則法43条3項の規定により所轄税務署長から引継ぎを受けた被告国税局長は、相続人Aの共同相続人2人に対して、平成5年7月に相続税法34条1項に基づき「連帯納税義務に係る納税告知書」を、平成6年2月に国税通則法37条に基づき「連帯納付義務に係る督促状」を発布しましたが、相続税の納付がないため、平成6年4月に原告所有の貸宅地2筆を差押え処分しました。

その間の平成4年9月には、相続人Aは、相続により取得した貸宅地を売却しています。

◎原告は、この督促処分の取消しを求めて出訴し、相続税法34条1項の連帯納税義務は、第二次納税義務と同様に補充性があるから、本来の納税義務者に対して滞納処分を執行しても徵収すべき税額が不足すると認められる場合に限り、その不足見込額を限度として認められるべきであると主張しました。

また、原告は、滞納相続税について、速やかに国税当局が延納申請の却下・督促及び差押えなど適正な処分を

行っていれば、相続人Aから徵収できた可能性が十分にあったにもかかわらず、延納申請から2年4か月以上経過後に申請の却下の処分をするなど、国税当局の怠慢な処理の結果徵収できなくなつたものであり、滞納相続税を自らの相続税すら納付することが困難な状況にある原告から徵収することは、国税徵収権の濫用に当たり違法な処分であると主張しました。

◎裁判所では、次のように被告の督促処分に違法はないとの判断し、原告の主張を退けています。

① 相続税法34条1項の連帯納付義務は、法が相続税の徵収確保を図るために各相続人等に相互に課した特別の責任であって、その義務履行の前提条件をなす連帯納付義務の確定は、各相続人等の固有の相続税の確定という事実に照応して、法律上当然に生ずるものである。

② 相続税法34条1項の連帯納付義務は、民法432条（連帯債務）を準用している国税通則法8条の特則をなすものであり、文言上からも、第二次納税義務のような補充性は認められない。

③ 原告が主張するような事実があったとしても、その事実は、相続税法34条1項により、各相続人に課されている連帯納付義務の存否又はその範囲に影響を及ぼすものではなく、国税当局が各相続人に対し、連帯納付義務の履行を求めて徵収手続を進めたとしても、これをもって国税徵収権の濫用と評価することはできない。

なお、この裁判の控訴審である平成11年2月25日東京高裁でも、一審判決を支持し、控訴人の主張を棄却しています。

(資料提供 税法データベース編集室)